

◆ 5月25日開催_分散申請に関する説明会（都道府県立学校・市町村立学校）

説明会当日に回答できなかった質問について、以下のとおり回答します。

No.	質問内容	回答
1	従事者へ犯罪事実確認対象月の伝達は4カ月前となっているが、電子証明書提供用識別符号の有効期限が3か月ということであれば、3カ月前に伝達してもよいのではないか。 4カ月前に伝えてもすぐに手続きできなければ失念したり、逆に伝えられてからすぐに手続きする者がいると思われる。	原則として4カ月前に従事者に伝達いただく必要がありますが、従事者に申請対象月を伝達するタイミングで速やかに戸籍情報を取得するよう指示する場合等については、電子証明書提供用識別符号の有効期限が3か月であることを踏まえて、学校設置者等（または事業所）の判断により、申請対象月の3カ月前に伝達することも可能です。ただし、従事者の十分な準備期間を確保するため、従事者への伝達時期は申請対象月の3カ月前よりも後にならないようにしてください。
2	R8.12.25現在、臨時的任用職員として常勤で勤務している人が今年度実施の教員採用試験に合格し、R9.4に正規職員として採用された場合、新規試採用者と施行時現職者のどちらに該当するのか。 なお、任用形態（正規と臨時的任用）が変わるが、業務内容に変更はない。	対象業務従事者が、有期労働契約を行っている者であって、雇用期間等の終了後も対象業務への従事を継続することが、新たな雇用契約書等の客観性を有する書面等に基づきあらかじめ決められている場合は離職に当たらないこととし、施行時現職者として犯歴確認をすることになります。【ガイドラインP176ご参照】
3	会計年度任用職員の任期がR9.3の終業式までであり、翌年度も引き続き同じ学校の同じ会計年度任用職員として採用し、R9.4の始業式が最初の勤務になる場合、新規試採用者と施行時現職者のどちらに該当するのか。 任用関係が1度途切れて終業式から始業式まで空白期間ができるが、業務内容は変わらない。	対象業務従事者が、有期労働契約を行っている者であって、雇用期間等の終了後も対象業務への従事を継続することが、新たな雇用契約書等の客観性を有する書面等に基づきあらかじめ決められている場合は離職に当たらないこととし、施行時現職者として犯歴確認をすることになります。【ガイドラインP176ご参照】
4	施行時現職者への申請対象月の伝達は各学校から行うことになっているが、県費負担教職員について、学校から伝達するとなると、都道府県教育委員会から市町村教育委員会を経由した上で従事者に伝達することになる。 4月中旬に発出されたQAでは県費負担教職員に関する犯罪事実確認について市町村教育委員会が行う事務はないとされている。学校通じて伝達するとなるとどうしても市町村教育委員会の協力を求めないといけないが、QAとの関係を教えてほしい。	QA応用編10-1の記載については、今後見直しを検討します。
5	施行時現職者について下記の2パターンについてご教示いただきたいです。 ①在職派遣者 施行時に本市に籍があるが、在外派遣等で海外の日本人学校に勤めている／他自治体で教員をやっている場合、本市での調査対象になりますでしょうか。 ②退職派遣者 派遣法を基にして、本市に戻ってくることが前提となっている退職派遣者のうち、施行時に国立学校法人で勤務／もしくは他自治体で教員として勤務している人は、本市での調査対象になりますでしょうか。	法施行のタイミングで、横浜市教育委員会が設置している学校でこどもと接する業務に従事していないことから、横浜市教育委員会で犯罪事実確認をすべき施行時現職者には該当しません。

◆ 5月27日開催_分散申請に関する説明会（私立学校等、児童福祉施設・事業）

説明会当日に回答できなかった質問について、以下のとおり回答します。

No.	質問内容	回答
1	施行時現職者が同じ地方公共団体の保育所から保育所に配置転換となる場合、分散申請の区分で犯歴確認をするのか。異動のタイミングで確認するのか。	都道府県をまたがない同一事業者内の異動の場合は、施行時現職者として、都道府県に割り当てられた申請対象月において犯罪事実確認をしてください。
2	同じ地方公共団体で公立学校と保育所などの児童福祉施設の間での異動について、異動先で申請対象月が過ぎている場合は速やかに確認するのか。	異なる事業者間（教育委員会と首長部局含む。）の異動の場合は、施行時現職者とはならないため、新たに対象業務に従事する者として、異動先で異動のタイミングで（対象業務に従事する前までに）犯罪事実確認をしてください。
3	システムの利用にあたり、整備すべき情報機器端末はなにがあるか。また、今後それらに対する補助などはあるのか	こまろうシステムはインターネット環境に接続できる端末から利用できます。 もっとも、犯罪事実確認記録等を取り扱う端末については、情報管理上の措置を講じるようにしてください。詳細については、ガイドラインP247以降の情報管理措置に係る記載をご参照ください。 なお、補助等は現時点で予定していません。
4	基本的なことを伺って申し訳ないのですが、現時点で事業者がすべきことは、 ・GビズIDプライムの取得 ・GビズID上で第1管理者を設定 ・まとめ登録で報告 だと理解していますが、以下のことをお伺いします。 ①第1管理者は必ず設定する必要はないという認識でよろしいでしょうか？ ②例えば1法人が2施設以上運営する場合、第1管理者は2施設の管理を行うものという認識でよろしいでしょうか？ ③②の例で、例えば施設長などはGビズIDの取得は必要なく、こまろうシステム上で犯歴などの確認を行うという認識でよろしいでしょうか？	①GビズID（第一管理者）は、複数の従事者でこまろうシステムを利用する学校設置者等において、必要に応じて設定いただくものです。 ②こまろうシステムにおいて、GビズID（第一管理者）は「権限設定権者」としての役割を持ちます。GビズID（第一管理者等）の役割については、「事業者アカウントまとめ登録マニュアル」P13～16をご参照ください。 ③施設長が犯罪事実確認を行う場合は、こまろうシステムにログイン後、GビズID（プライム）又は（設定した場合は）GビズID（第一管理者）のアカウントを持つ方から、施設長に犯歴確認権者の権限を付与することが可能です。この際、施設長はGビズIDを取得する必要はありません。
5	GビズID登録で、地域子育て支援拠点事業の子育て支援員は対象になりますか。	義務対象である学校設置者等に該当しないため、まとめ登録の対象ではありません。民間教育事業（こども性暴力防止法第2条第5項第3号）の要件を満たす場合は、認定対象事業となります。

6	まとめ登録は集約シートを市町村毎での提出でよろしいでしょうか？集約シートの作成が煩雑でやりにくいです。よろしくをお願いします	所轄庁は「事業者アカウントまとめ登録マニュアル」の手順に従い、施設・事業所からの登録情報の統合し、登録内容を確認した上で登録とりまとめ担当に提出してください。登録とりまとめ担当は、所轄庁から提出されたファイルをそのままこども家庭庁に提出してください。
7	分散申請、事業者情報登録について質問です。 前段として、義務対象事業者に「登録一時保護委託者」がありますが、一時保護の登録制度は令和8年10月から開始されることとなります 現時点では「認定対象事業者」ですが、登録制度開始に伴い、令和8年10月1日付で義務対象者に切り替わる事業者が発生します。 これらの事業者について、分散申請、事業者登録について、どのようなフローで行っていくことになるのでしょうか。	登録一時保護委託者の登録が行われた者については、こまろうシステムへの事業者情報の登録のための手続きを行う必要があります。なお、登録一時保護委託制度の施行日は令和8年10月1日ですが、これより前であっても、準備行為として登録一時保護委託者の登録がされた者（問1－3参照）については、当該手続きを進めていただくことが可能です。具体的な登録方法・スケジュールについては、「事業者アカウントまとめ登録マニュアル」P46をご確認ください。 また、法施行日までに登録一時保護委託者の登録が行われた場合は、分散申請の対象となります。
8	・P3 現職者について R8.12.25時点で現に従事している職員が対象とのことですが、実際に犯罪事実確認するのは、わりあてられた申請対象月の、たとえば1日時点に従事している職員になるのでしょうか。 ・こまろうシステムの具体的な操作方法（従事者情報登録や戸籍の提出など）マニュアルはいつ頃提供される予定でしょうか。	・申請対象月に、対象となる施行時現職者の犯罪事実確認を行ってください。 ・マニュアルの具体的な提供時期は未定ですが、現在整備を進めているところです。
9	今回のパワポの資料を印刷したいのですが、どちらのサイトから入ればよろしいでしょうか	説明会資料はこども家庭庁webサイトには掲載していません。説明会の開催前・開催後にメールにて資料を共有していますので、そちらをご確認ください。
10	システム登録のほかに、犯罪事実確認・防止措置として就業規則や採用募集要項等の見直しなど、事業所で作業が必要なことがあります。それらは現時点でこども家庭庁さんのHPにアップされているひな形やマニュアルを見て作成するという認識でよろしいでしょうか？（その場合、マニュアルの場所などを教えていただきたいです。）それとも今後説明会などがありますが？	以下のwebサイトに掲載しているこども性暴力防止法施行ガイドライン及び別紙をご参照ください。 https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou
11	施行時現職者の犯歴確認の流れについてお尋ねします。 ガイドライン182ページに犯罪事実確認書の交付申請手続きフローがありますが、従事者からメールアドレスを取得してシステム登録するなどの交付申請するまでに必要な事務は、申請月4か月～申請月前までに済ませたらよいという理解でよろしいでしょうか？	御認識のとおり、従事者インデックス登録等は交付申請月までに完了させていただければ問題ありません。

12	【質問】 こども性暴力防止法に関する Q&A 6-21 「戸籍の書類の取得費用は従事者負担」との記載がありますが、マイナンバーカードを使用して戸籍情報を提出する場合、費用は発生するのでしょうか。 【お願い】 ガイドラインP206～P208 教員・保育士データベースとこまろうシステムの関係が記載されておりますが、事業所側がかなり混乱しております。保育士・幼稚園教諭を雇う従事者向けの、簡素化した手順書等をこども家庭庁様で作成いただけないでしょうか。	・【質問】について マイナンバーカードを使用する場合は費用は発生しません。 ・【お願い】について こまろうシステムの操作に関するマニュアルは今後公表予定です。
13	犯罪事実確認義務違反についてお尋ねします。犯罪事実確認義務違反が生じた場合、学校設置者等及び認定事業者において、罰則等はあるのでしょうか。	犯罪事実確認義務違反については、学校設置者の場合は公表や、各業法に基づく許認可の取消、認定事業者の場合は認定取消及び公表等がなされます。
14	実事務についてお尋ねします。 事務フローの中で、従業者がこまろうシステムに戸籍情報を提出とありますが、通常の採用業務の中で、事業者が戸籍の提出を求めることはないと思いますし、従業者が自らがどのような形で御庁に情報提供するのがイメージできません。	戸籍情報はこまろうシステムを通じて提出いただきます。こまろうシステムの詳細な操作方法については、今後マニュアルでお示しする予定です。
15	会計年度任用職員について、R8以降継続の場合、R9.4.1新規採用として会計年度任用職員について、R 8 以降継続任用の場合、R9.4.1新規採用として性犯罪歴確認対象となりますか？	対象業務従事者が、有期労働契約を行っている者であって、雇用期間等の終了後も対象業務への従事を継続することが、新たな雇用契約書等の客観性を有する書面等に基づきあらかじめ取り決められている場合は離職に当たらないこととし、施行時現職者として犯歴確認をすることになります。【ガイドラインP176ご参照】
16	施行時現職者について具体的に確認させてください。 既に運営している保育所に新たに令和 9 年 4 月から従事する者も令和 8 年12月24日までに内示していれば分散申請の方の対象ということでしょうか？	ご認識のとおりです。
17	現職者の犯歴確認事務についてお尋ねします。 ガイドライン182ページに犯罪事実確認書の交付申請手続きフローがありますが、従事者からメールアドレスを取得してシステム登録するなどの交付申請するまでに必要な事務は、申請月 4 か月～申請月前までに済ませたらよいという理解でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。なお、業者側の手続き（事業者アカウント登録、従事者アカウント登録）が完了後、従事者側の手続き（従事者アカウント登録、戸籍情報等の登録）を進めることが可能となりますので、事業者側の手続きは早めに進めていただければと思います。

18	児童発達支援センターで、通園バスの運転業務を外部委託し散る場合、運転手は犯罪歴の確認対象となりますか。また、その場合は犯罪事実確認は、センター、業務受託者のどちらが行うべきでしょうか。	バス運転手については、実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき対象となるか判断してください。 対象となると判断された場合、通園バス事業が児童発達支援センター事業の一環として行われているものであれば、運転手の犯罪事実確認は児童発達支援センターが行うこととなります。【ガイドラインP39～47、QA応用編6－29ご参照】
19	P.2 事務フロー内で 従業者がこまろうシステムに戸籍情報を提出とあります。その前に設置者から従業者に準備案内する際、外国籍の者へのアナウンスはどのようになりますか。	外国籍の申請従業者の手続きフローはガイドラインP183・184、必要な書類（外国籍の従事者の場合、在留カードの写し等が必要になります）はp191・192にお示ししていますので、こちらを踏まえてご対応をお願いいたします。
20	民間法人のGビズIDについて、理事長、校長ともに外国籍の場合、どういった者が適任でしょうか？	民間法人の場合は、組織の長（理事長等）でなければGビズID（プライム）を取得できません。外国籍の方であってもGビズID（プライム）を取得することが可能ですので、理事長に取得いただきますようお願いいたします。 なお、理事長がマイナンバーカードを持っている場合はオンライン申請ができますが、マイナンバーカードを持っていない場合は書類郵送申請をしてください。
21	人材派遣会社と契約し、公立保育所に派遣職員に来てもらい、保育に従事してもらっているのですが、この場合、2ページ目のフローの「事業者」は、人材派遣会社でしょうか？それとも派遣保育士を受け入れている公立保育所（自治体）でしょうか？GビズIDはどちらが取得するのでしょうか？また、単年度契約なので年度ごとに人材派遣契約は変わるのですが、一度犯歴確認を行った派遣職員であれば、次年度契約する人材派遣会社が変わっても、前年度と同じ職員が保育に従事するのであれば、犯歴確認はしなくてよいのでしょうか？	対象業務に従事する派遣労働者については、派遣先の対象事業者において犯罪事実確認を行うことが必要です。したがって、GビズIDは派遣先である公立保育所の設置者である自治体において取得します。 雇用期間等の終了後も対象業務への従事を継続することが、新たな雇用契約書等の客観性を有する書面等に基づきあらかじめ決められている場合は、こども性暴力防止法第38条第2項の「離職」に該当しないこととしており、改めて犯罪事実確認を行う必要はありません。 【ガイドラインP205・206、QA基礎編6－15、応用編6－8ご参照】
22	2ページの犯罪事実確認の事務フローは、施行時現職者と新規雇い入れの両方に該当すると思います。 法施行ガイドラインの詳細を見ると、従事者がメールアドレスを持っていることが前提となりますが、メールアドレスを持っていない従事者（従事予定者）はどのような対応が可能でしょうか？	御認識のとおり、システムへの登録等はメールを介して行われる想定ですので、メールアドレスをお持ちでない従事者の方に対しては取得を促していただけますようお願いいたします。
23	令和8年6月に所轄庁に対し、分散申請の分割区分をお示しいただけるのとありますが、その時点で所管事業者に対し、申請時期を示してもよいのでしょうか。 P.5の下段に「対象従事者に予見可能性を持たせない」との記載があり、システム上での通知まで知らせない方がよろしいのでしょうか。	令和9年4月～12月が申請対象月の所轄庁については、原則として、申請対象月の1年前のタイミングで、所轄する施設・事業所に対して申請対象月の伝達をお願いいたします。令和9年4月～6月が申請対象月の所轄庁については、こども家庭庁から所轄庁の通知があったタイミングで速やかに所轄する施設・事業所に対して伝達をお願いいたします。

24	戸籍取得について、マイナンバーカードを持っていない者が基礎自治体で紙で取得する場合、手数料の減免措置などはあるのでしょうか。	戸籍等の取得に要する費用は従事者が負担することとなり、減免措置などはありません。
25	QA6-2に「施行時現職者（法施行時点で対象業務に従事又は内定している者）」という記述がありますが、今回のよくある問合せでは「施行後に採用される者は施行時現職者ではなく新規採用者となる」とあります。法施行時点で採用はされてなくても対象業務に内定している者は、どちらの取扱いとなるかを確認させてください。	法施日の前日までに対象業務に内定している者については施行時現職者となります。
26	公立学校から国立大学法人附属学校への令和9年4月1日以降の転出出向においては、新規採用者として犯罪事実確認が必要ですか？	新規雇入れとして、出向先で犯罪事実確認が必要となります。
27	児童相談所に派遣されている警察官、警察職員は犯歴確認の対象となりますか？	実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき対象となるか判断してください。
28	犯罪事実確認の事務フローで、従事者本人から戸籍を提出する際にメールが届きそこからログインすることですが、その際に「マイナンバーカードをかざして」と言われていましたが、それぞれでアプリなどを入れて対応させるということでしょうか。またこの手続きについてのマニュアルも示していただけるのでしょうか。	各自の端末でデジタル認証アプリを用いることを想定しています。 従事者用のこまろうシステムの操作に関するマニュアルを今後公表予定です。
29	分散申請のバッファ期間についてご説明がありましたが、例えば令和9年度の早々に順番が回ってきた場合でも、漏れていた場合は令和11年度のバッファ期間まで申請を待たなければならないのでしょうか。 異動者についてはそのタイミングで速やかに行うというご説明もありましたので、お聞きした次第です。	申請対象月に対象となる施行時現職者の確認が漏れていた場合は、令和11年7月～12月24日のバッファ期間を待たずに速やかに確認を行ってください。
30	犯罪事実確認について、従業者（従事者）がいつまでも戸籍情報を提出しない場合は、事業者側の対応はどのようになりますか。システム上で進捗確認ができるということですが、本人に対しての督促は、貴庁がされるのでしょうか。あるいは事業者でしょうか。	申請従事者による戸籍等の提出がなされず、犯罪事実確認ができないまま期限が到来した場合、期限を超えて対象業務に従事させ続けることは犯罪事実確認義務違反となるため、対象事業者は、速やかに戸籍等の提出の手続を申請従事者に促すか、対象業務に従事させない対応をとることが必要となります。【ガイドラインP204ご参照】
31	当方、認可外保育施設扱い臨時保育室を運営しております。市が運営している場合でも、認可外保育施設は認定事業者扱いになるのでしょうか。当方としては学校設置者等としてまとめて申請できればありがたいです。よろしくお願いします。	認可外保育事業は認定対象事業であり義務対象事業ではないため、まとめ登録の対象外です。法施行後に認定申請をするようご検討ください。

32	条例改正が必要なケースの詳細を教えてください。ガイドラインのfaq152	QAの応用編10-2についてのお尋ねと解してご回答しますが、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則附則等で以下の基準を改正していますので、これらの基準に従って定める条例等がある場合には改正を検討してください、 ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号） ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号） ・ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号） ・ 乳児等通園支援 事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号） ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号） ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設 の設備及び運営に関する基準（平成26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
33	2 ページ目の標準処理期間について、2 週間～ 1 か月間と大分幅がありますが、2 週間かかるケースと 1 か月間を要するケースは具体的にどのようなものを想定していますでしょうか。 従事者の申請や犯歴アリの場合の本人回答でさらに時間を要する場合があるのか、それも踏まえて 1 か月と想定しているのか（その想定に何かしら根拠があるのか）確認したい次第です。	御認識のとおり、従事者の戸籍情報登録や犯罪事実確認の各手続きに時間を要した場合を想定し、標準処理期間に一定の幅を持たせています。
34	民間事業者が法施行日前日までに内定を出して、令和9年4月から勤務をする保育士について、分散申請の時期が 2 年後などになった場合で、その時に犯歴が判明したに解雇することになりますが、その運用で正しいのでしょうか。新規採用者優先期間中にご対応いただくべきと考えますがいかがでしょうか。	施行日の前日までに内定を受けて対象業務に従事させることを決定していた者については施行時現職者に当たるため、申請対象月で犯罪事実確認を行ってください。
35	社会福祉法人の保育園を複数運営しております。今年度も、12月までに内定通知をお送りします。配属先の決定は 1 月以降に配属先の通知を採用者に内示します。この場合、申請の仕方はどのようになりますか？（分散申請の場合、12月時点では事業所が決定しておりません。）	施行日の前日までに内定を受けて対象業務に従事させることを決定していた者については、具体的な配属先が決まっているか否かにかかわらず施行時現職者に当たるため、申請対象月で犯罪事実確認を行ってください。
36	R 9 年度に会計年度任用職員（任期 3 月31日）を犯歴確認したあと、R 1 0 年度も継続して採用した場合、一度確認を受けた者として 5 年ごとの再確認でよろしいでしょうか。	会計年度任用職員等が任期の終了後、再度、対象業務に従事する職に任用される場合は、子ども性暴力防止法第38条第 2 項の「離職」に該当しないこととしており、改めて犯罪事実確認を行う必要はありません。確認日の翌日から 5 年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続き対象業務に従事する場合に、再度犯罪事実確認を行っていただきます。

37	以前に各施設の施設長が登録した「保育士特定登録取り消し者管理システム」で、性犯罪歴を確認できるとなっていました、これについては今回の申請とは別物なのでしょうか？	児童福祉法に基づく「保育士特定登録取消者管理システム」（保育士DB）とこども性暴力防止法に基づく「こまろうシステム」は別のものであり、保育士DBは内定前に、こまろうシステムは内定後に活用することになります。【ガイドライン P 206～208、QA基礎編 6 – 14ご参照】
38	従事者が自ら戸籍情報を提出することとなり、何らかの理由で提出がされない場合は提出するよう促すこととなるかと思いますが、それでも提出がされない場合において事業者が取り得る対応はどのようなものがあるか、今後の事務手続マニュアルでお示しいただけるでしょうか？	申請従事者による戸籍等の提出がなされず、犯罪事実確認ができないまま期限が到来した場合、期限を超えて対象業務に従事させ続けることは犯罪事実確認義務違反となるため、対象事業者は、速やかに戸籍等の提出の手続を申請従事者に促すか、対象業務に従事させない対応をとることが必要となります。【ガイドラインP204ご参照】
39	分散申請とは異なる質問で恐縮なのですが、大学付属の心理相談室については、子どもとの1対1の面接が想定されますが、今回の申請対象となるのでしょうか。特に学生の研修としての機能もあるため、従事者に学生も含むのか、などご教示いただけますと幸いです。	義務対象である学校設置者等に該当しないため、まとめ登録の対象ではありません。民間教育事業（こども性暴力防止法第2条第5項第3号）の要件を満たす場合は、認定対象事業となります。また、学生であっても対象職種の要件となる支配性・継続性・閉鎖性を満たす場合は、従事者に含まれ得ます。
40	マイナカードがない場合の戸籍抄本等の取得費用は従業者が負担するのでしょうか？ 従業者が負担する場合、公立学校から国立大学法人附属学校への転出出向者は公立学校での犯罪事実確認と転出出向先の国立大学法人附属学校での犯罪事実確認と2回自己負担するということでしょうか。	戸籍等の取得に要する費用は従事者が負担することとなります。 従事者は、従事者は過去に犯罪事実確認に関する手続をした際に提出した戸籍等の提出を省略でき、当時とは別の事業者による犯罪事実確認の際にも省略することが可能です。 ただし、前回の提出後以降に氏名等の記載事項に変更があった戸籍等や、変更がない場合であっても最新の内容が記載された戸籍等については、省略することはできません。【ガイドラインP191・192、QA応用編 6 – 18ご参照】
41	事務フロー従業者②戸籍情報を提出について質問をお願いします。 事業者から①申請を行いましても、従業者である多くの先生方のなかには、お話のありましたように機器が苦手だったりマイナンバーカードを取得していなかったり、色々なポリシーをお持ちの方がいたり、戸籍抄本取得費用を渋られたり、事業者からどれだけ呼びかけても戸籍情報の提出をされなかったり、非協力的だったりで③照会に進まない可能性も考えられます。 また、あまり考えたくありませんが、施行時在職者で実は犯歴がありの方がいた場合、自分自身では犯歴があることを分かっているから②戸籍情報の提出に応じない可能性も考えられます。 そのような②戸籍情報の提出が進まない場合の対策などをマニュアルや想定例などでお示しいただけますと幸いです。	申請従事者による戸籍等の提出がなされず、犯罪事実確認ができないまま期限が到来した場合、期限を超えて対象業務に従事させ続けることは犯罪事実確認義務違反となるため、対象事業者は、速やかに戸籍等の提出の手続を申請従事者に促すか、対象業務に従事させない対応をとることが必要となります。【ガイドラインP204ご参照】